

「やまがた創生」に関する連携協定書

山形県（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、「やまがた創生」に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協働することにより、「やまがた創生」に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- （1）障がい者スポーツ振興等に関すること
- （2）観光振興に関すること
- （3）高齢者等の支援に関すること
- （4）地域・暮らしの安心・安全に関すること
- （5）産業振興・中小企業支援に関すること
- （6）出会い・結婚・出産・子育て支援の推進に関すること
- （7）やまがたウーマノミクスの推進に関すること
- （8）その他、「やまがた創生」の推進に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

平成29年8月28日

甲：山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉 村 美 栄 子

乙：東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
常務執行役員

吉 田 靖 之